

## 補助金調書

補助金名	吹付けアスベスト除去等対策事業補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局建築指導部建築指導課 (TEL 711-4573 )	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	除去調査、工事を実施した者		区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年			
(公募の場合) 応募要件	本市の区域内に存する建築物で、分析調査事業・除去等事業を行うもの。ただし、除却する予定のあるもの及び建築基準法第28条の2の規定が適用される増改築等の予定のあるものは除く					
補助開始年度	20	年度	経過年数	5	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	建築物に吹き付けられたアスベストの分析調査事業及び除去等事業に要する費用に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、アスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図る。 分析調査事業及び除去等事業					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (分析調査費用) 25万円を限度とする (除去等費用) 対象経費の3分の2以内の額。ただし、120万円を限度とし、分析調査事業で補助金を受けた場合はその額を控除する。				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	11 件	12 件	9 件		
	9,800 千円	5,306 千円	4,894 千円	3,705 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	分析調査事業 7件 611千円(共同住宅3件、事務所2件、駐車場2件) 除去等事業 4件 4,695千円(共同住宅2件、事務所1件、店舗1件)					
補助金交付 による効果	分析調査でアスベスト含有が無いとわかれば、安心して建物を使用することができる。また、含有していても除去等を行うことで取り除くことができ、その後別の材料を使ってリフォームすることで新たな気持ちになる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。